

平成26年度「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」奨学金プログラム新規募集要項

このたび「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」は、平成26年4月に小学校へ入学する児童を対象に、新規奨学生募集を4月より開始することといたしましたので、以下の通りご案内いたします。

1. 奨学金名：「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」奨学金プログラム

2. 対象者：

平成23年3月11日時点で災害救助法適用地域(※)に居住していた両親または父母のいずれかが東日本大震災により亡くなられた児童。

(※)岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、及び千葉県です。

東京都は大量に帰宅困難者が発生したことが事由のため、本奨学金の対象外となります。

平成26年3月現在、小学校・中学校・高等学校に在籍し、これまで本奨学金プログラムに応募していない児童・生徒で新たに奨学金給付を希望する場合は、11.お問い合わせ先にご照会ください。

3. 給付奨学金：

開始時に一時金として10万円を給付し、小学校・中学校・高等学校在学期間中に月額2万円を給付します。なお、本奨学金は返還の必要はありません。

4. 給付期間：

給付開始時から高等学校卒業時まで(ただし、上限は満20歳の誕生日月までとします)。奨学金は平成26年4月分より給付します。

5. 応募方法：

応募児童の保護者は、児童が入学した学校で応募書類に学校印を捺印してもらった上で、応募書類を送付してください。

6. 必要書類：

- ①戸籍謄本：(保護者が死亡の場合)亡くなられた方の戸籍謄本(同一戸籍の方全ての記載があるもの)
- ②住民票：同居家族全員の記載のあるもの
- ③振込先金融機関通帳のコピー(口座番号等の確認のため)
- ④(平成23年3月12日以降に亡くなられた場合のみ) 震災が原因で亡くなられた旨の記載がある公的書類のコピー

7. 応募期間：

平成26年5月10日(土)～平成26年6月10日(火)の期間に、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟復興育英基金運営委員会事務局(〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-3-1 朝日生命恵比寿ビル12階)に申請書類が到着したものを受付と致します。

8. 応募関係書類：

岩手・宮城・福島の各県については、教育委員会を通じて、各学校に書類を送付していますので、入学式の日以降、学校にお問い合わせください。

その他の都道府県在住の方は、11.お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、右のサイトからダウンロードすることもできます。(http://www.unesco-scholarship.jp)

9. 結果通知：

平成26年7月(予定)以降順次、保護者の方と児童が在籍する学校へお知らせします。

10. 受給口座名義：

原則として保護者名義の口座になります。なお、受給は3ヶ月毎となります。

11. お問い合わせ先：

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟内『復興育英基金運営委員会事務局』 03-5424-1121

※ご申請内容によっては、ご希望に沿いかねる場合がございます。あらかじめご了承ください。

以上

「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」奨学金プログラム 注意事項

このたびの「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」の奨学金の給付申込にあたり、以下の各事項について、誠意を持って遵守していくことが必要となります。

なお、お申込みを頂いた時点で、以下注意事項にも同意いただいたものとみなしますことをご承知おきください。

- 1 奨学金申込書の内容が、事実と異なっていた場合は、奨学金を返還しなければなりません。
- 2 「奨学金給付の終了要件の事象」については、以下のとおりですのでご注意ください。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 本人が退学したとき
 - (3) 本人の留学・休学が決定したとき
 - (4) 年に一度提出の「奨学金継続願」が提出されないとき。(在学学校長の推薦が受けられないときを含む)
 - (5) 本人の違法行為により、有罪判決を受け、又は家庭裁判所により処分を受けたとき。
 - (6) 本人の年齢が満20歳に達したとき
 - (7) その他、学業を継続しがたい理由が発生したときや、基金の運営委員会が合理的な事由により特に本人に受給資格がないと判断したとき
- 3 今後、奨学生本人に、上記2(1)～(3)及び(5)の各事象が発生した場合は、「学校」及び「運営委員会」へ遅滞なく連絡しなければなりません。(連絡方法は、別途定める書式に記入し、在籍学校に提出します)
- 4 上記2(1)～(3)及び(5)に掲載した終了要件の事象が発生しているにも関わらず、連絡をせず奨学金を受給していた場合は、事象発生時から受け取った奨学金を返還しなければなりません。
- 5 以下の場合、別途定める書式にて、「運営委員会」に連絡しなければなりません。
また、「運営委員会」から、個別に照会があった場合は、真摯に対応しなければなりません。
 - (1) 上記2(1)～(3)及び(5)の各事象が発生した場合
 - (2) 本人が転校したとき
 - (3) 本人及び(または)保護者の住所・電話番号等の連絡先が変わったとき
 - (4) 保護者が変更になったとき
 - (5) 奨学金受取口座を変更したいとき
 - (6) 本奨学金は不要と判断し、受給を終了したいとき
- 6 育英基金が主催する各プログラムについて、今後、運営委員会事務局から、ご案内状等の連絡があった場合には、ご参加をご検討ください。

MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金 奨学金 申込書兼推薦書

申込日:平成 年 月 日

MUFG・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金 運営委員会委員長殿

(送付先:〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12 階公益社団法人日本ユネスコ協会連盟内)

以下、事実に相違なく、「MUFG・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金」(以下、「本育英基金」)の奨学生として、以下の事項を確認の上推薦します。

- ① 下記の者(本人)は、本学の在学児童・学生です。
- ② 保護者は、学校に届けられている方です。
- ③ 下記記載内容に虚偽がないことを確認しました。
- ④ 本人が、休学・留年・退学及び転校等、本校の就学継続に支障が発生した場合、遅滞なく連絡することを約束します。
- ⑤ 本基金の運営委員会から、本人・保護者の現況調査につき、協力要請があった場合は、対応します。

学校名

学校長名

公印

本人	フリガナ		性別	生 年 月 日				
	氏 名		男・女	平成	年	月	日	歳
	フリガナ		・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・その他()	教育課程		学 年		
	在学学校	立		・全日制 ・定時制 ・通信制	年			
現住所 連絡先	〒	都道府県	市区 町村	連絡先①				
				連絡先②				
保護者(親権者又は養育者)	フリガナ		性別	本人との続柄				
	氏 名		男・女					
	現住所 連絡先	〒	都道府県	市区 町村	連絡先①			
					連絡先②			
奨学金受取口座	振込先金融機関 (ゆうちょ以外)	銀行・金庫 農協・組合			支店・本店 出張所		預金種別	
	口座番号		(フリガナ) 口座名義人	(フリガナ)	普通・当座			
兄弟欄 ご兄弟 (本人を除く)を 記入してください。	氏 名	続柄	年齢	勤務先・学校	学年	同居・別居		
			歳		年	同居・別居		
			歳		年	同居・別居		
			歳		年	同居・別居		
父母被災状況	続柄	氏 名	被災状況(□に「レ」点チェック)					
	父		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 生存 <input type="checkbox"/> 震災前から死別・戸籍上離別 <input type="checkbox"/> 大震災関連死					
	母		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 生存 <input type="checkbox"/> 震災前から死別・戸籍上離別 <input type="checkbox"/> 大震災関連死					
添付していただいた証明書類及び該当箇所の □ に「レ」点チェックをお願いします。								
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 振込先金融機関通帳の口座番号等情報頁のコピー <input type="checkbox"/> 東日本大震災関連死書類								

私は、「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金 奨学金」申込にあたり記入もしくは申告した、個人情報またはその際に提出する各種書類に記載されている個人情報を、個人情報保護法に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、運営委員会が奨学金プログラム運営に必要な範囲で利用することに同意し、奨学金プログラム募集要項及び同注意事項を理解し、遵守致します。

平成 年 月 日 (自筆署名)保護者